

岡山県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との連携・協力に関する包括協定書

岡山県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、地域の一層の発展に向けた連携及び協力の強化について、以下の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙それぞれ保有する資源を有効に活用し、地域経済の活性化に向けた取組に関する連携及び協力を強化することにより、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙が相互に連携及び協力をを行う事項は、次のとおりとする。ただし、双方の合意により、これら以外に相互に連携及び協力をを行うことを妨げるものではない。

- (1) 防災・減災及びリスクマネジメントに関すること。
- (2) 災害時支援対策に関すること。
- (3) 地域産業の振興・中小企業等の支援に関すること。
- (4) 県内企業の海外展開に関すること。
- (5) 農林水産業の振興に関すること。
- (6) 少子化対策・子育て支援に関すること。
- (7) 女性の活躍・働き方改革に関すること。
- (8) 地域の安全・安心に関すること。
- (9) 観光振興に関すること。
- (10) 高齢者支援・障害者支援に関すること。
- (11) 芸術・文化の振興に関すること。
- (12) 県のイメージアップの推進・情報発信に関すること。
- (13) その他両者が協議し合意した事項

2 甲及び乙は、法令その他の規程又はそれぞれの組織内の規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前条の目的の実現を図るものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を実施するため、個別の企業又は個人（以下「個別企業等」という。）の情報を相手方に提供する場合は、それぞれの責任において、事前に個別企業等から同意を得る等必要な手続を行うものとする。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に掲げる事項を連携及び協力して実施するに当たっては、双方で協議を行い、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について別途取り決めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の規定により相手方から提供を受けた情報（文章、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下同じ。）を第1条の目的のために限り使用するものとし、その他の目的に使用しないこと及び第三者に開示しないことに合意するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を同条の目的以外の目的に使用する、又は第三者に開示する場合については、この限りでない。

- (1) 事前に相手方の承諾を得て第三者に開示する情報
- (2) 相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報

- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けたものの故意又は過失によることがなく公知となった情報
- (4) 相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報
- (5) 本協定に違反することなく、かつ、秘密の保持に関する義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報
- (6) 相手方から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報
- (7) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）その他の法令等の規程により開示しなければならない情報

2 甲及び乙並びにこれらの外郭団体、関連会社等の役職員並びに弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家であって、本協定と同等以上の秘密の保持に関する義務を負った上で前項の情報の開示を受けたものは、同項の第三者には含まれないものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成29（2017）年2月13日から平成30（2018）年2月12日までとする。ただし、当該期間の満了の日の1か月前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がないときは、当該期間は更に1年間延長されるものとし、その後についても同様とする。

（取扱い及び交渉窓口）

第6条 本協定の取扱い及び交渉の窓口は、甲にあっては総合政策局、乙にあっては岡山支店に設置する。

（その他）

第7条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた事項、又はこの協定に規定していない事項については、甲と乙が別途協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の代表者が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29（2017）年2月13日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 

乙 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

執行役員 中国本部長

